

令和7・8・9年度

一般(指名)競争入札参加資格審査申請要領

宗 像 市

【ご注意】宗像市では平成28年度から「競争入札参加資格申請受付システム」を導入しています。手続きは、事前にインターネットによる申請（以下、「電子申請」という）を行った後、必要書類を郵送してください。

申請にあたっては、この資料の内容を十分確認してください。

※「競争入札参加資格申請受付システム」の稼働時間

令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）

平日のみ8時30分から21時まで

○ 書類の提出期間について

令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）【当日消印有効】

注1：書類は郵送による提出とします。（窓口での提出不可）

窓口での受付審査は行いません。

注2：郵送による提出を基本としますが、以下のいずれにも該当する者に限り、次の日時で電子申請及び書類の提出も可能です。

- 1 宗像市内の事業所を契約先とする事業者（市内の事業者）
- 2 電子申請を行える環境がない事業者

日時：令和7年7月7日（月）午後1時～午後5時

令和7年7月8日（火）午前9時～正午

場所：宗像市役所本館 201 会議室

※事前予約が必要です。

※6月30日（月）午後4時までに問い合わせ先へ電話でご予約ください。

○ 郵送先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 契約検査課

※封筒の表面に「資格審査資料在中・工事受付番号〇番」と明記してください。

※変更届等、他の書類を同封しないでください。

※書類に不足がある場合は、申請を受け付けることができません。

○ 資格有効期間

令和7年9月1日～令和10年8月31日（3年間）

○ 審査結果の通知

審査結果は、9月初旬に宗像市ホームページで公表します。

※審査結果の個別の通知は行いません。

※入札参加資格者として認定しない場合は、別途郵送にて通知いたします。

○ その他

- 1 「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「物品・役務等」の登録区分ごとに申請することができます。
- 2 「建設工事」の登録において、登録できる工種は1工種のみです。
- 3 「管更生工事」施工業者の登録申請も上記期間に受け付けます。
 - ・対象者は「土木一式（港湾工事を除く）」を第一希望工種とする方です。
 - ・「土木一式（港湾工事を除く）」の登録には電子申請が必要ですが、「管更生工事」を併せて登録する際には、別途電子申請は必要ありません。
 - ・登録希望者は「宗像市一般（指名）競争入札参加資格審査申請書」と同時に「宗像市管更生工事登録申請書」を提出してください。

■問い合わせ先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市役所 経営企画部 契約検査課
TEL 0940-36-1161（直通）

■受付時間：9:00～16:00（平日のみ）

注意事項

- 「建設工事」で登録を受けた方は、毎年度、総合評定値通知書の写しを提出する必要があります。提出が無い場合は、登録を取り消すこととなりますので、ご注意ください。
- 登録後は、登録工種や契約先事業所の変更は認めません。登録の際によく確認のうえ申請してください。
- 令和7年9月初旬に審査結果（登録業者リスト）を宗像市ホームページで公表します。登録内容に誤りが無いか、必ず確認してください。

令和7・8・9年度宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表

番号	申請書類		要否		備考	詳細	
			法人	個人			
1	電子申請手続後に送信される「【宗像市申請受付システム】申請完了通知」のメールの写し		○		写し	P6・Ⅲ・1	
2	印鑑証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）		○		写し	P6・Ⅲ・2	
3	建設業許可通知書又は証明書		○		写し	P6・Ⅲ・3	
4	建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)（契約先を支店等にする場合のみ提出。変更届にて支店等を届け出た場合は、変更届の写しを提出。）		△		写し	P6・Ⅲ・4	
5	登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書可。申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）		○	×	写し	P6・Ⅲ・5	
	身元（身分）証明書（申請日前3か月以内に本籍地の市町村で発行されたものに限る。免許証等不可）		×	○			
6	使用印鑑届		○		様式2	P6・Ⅲ・6	
7	専任技術者一覧表（建設業許可申請時等に国又は県に提出した専任技術者一覧表（別紙四の写し、許可業種分全てを提出。）		○		写し	P6・Ⅲ・7	
8	技術職員名簿（経営事項審査申請時に提出したもの）		電子申請で添付			P6・Ⅲ・8	
9	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 （審査基準日が令和5年10月1日以降で最新のものを出すこと。）		○		写し	P6・Ⅲ・9	
10	滞納（未納）税額のないことの証明書等 （申請日前3か月以内に発行されたもの）	(1) 国税 ・納税証明書	法人は「納税証明書その3の3」 個人は「納税証明書その3の2」		○	写し	P7・Ⅲ・10 及び P12・別表2
		(2) 市町村税 ・滞納（未納）税額のないことの証明書等	契約先となる事業所所在地における 本社名義 の市町村税（個人経営の場合は代表者個人の市町村税）		○ 【注】 （次項参照）		
		(3) 代表者個人の市町村税 ・滞納（未納）税額がないことの証明書等	委任する場合は受任者個人の市町村税		△ 【注】 （次項参照）		
11	委任状（委任期間：令和7年9月1日～令和10年8月31日）		△		様式4	P7・Ⅲ・11	
12	誓約書		○		様式5	P8・Ⅲ・12	
13	社会保険等加入状況が確認できる書類 （経営事項審査の結果通知書により社会保険等に加入していることが確認できない場合） ※社会保険等の加入義務がない事業者は不要です。		△		写し	P8・Ⅲ・13	

申請書類（No.14～No.19）をP2に掲載しています。
必ず確認をしてください。

番号	申請書類	要否	備考	詳細
ファイルにとじこまない	14 役員等名簿提出要否に係る調書	○	様式 6	P8・Ⅲ・14
	15 とび・土工・コンクリート希望工事調書	△	様式 7	P8・Ⅲ・15
	16 工事経歴書（経営事項審査申請時に提出したもの）	電子申請で添付		P8・Ⅲ・16
	17 宗像市内事業所調書	△	様式 9	P8・Ⅲ・17
	18 主観調書	△	様式 10	P8・Ⅲ・18
	地域貢献活動（保護観察対象者等雇用）評価申請書	△	様式 11	
19 「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票（建設工事）	○	/		P8・Ⅲ・19

令和7・8・9年度 宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請 書類一覧表(P1～2)についての補足説明

●「建設工事」の申請には「様式 1」、「様式 3」、「様式 8」はありません。

●様式の規格は原則 A4 サイズとする。原本が A4 より小さければ拡大せずに A4 サイズ用紙に写しをとり、大きければそのまま写しをとり、折り込んでとじること。

●「要否」欄について

○：必ず提出

×：提出不要

△：「4 建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)」は、契約先を支店等に委任する場合のみ提出すること。

「10(3) 滞納(未納)税額のないことの証明書等」については、以下の【注】を参照すること。

「11 委任状」は、契約先を支店等に委任する場合に提出すること。

「13 社会保険等加入状況が確認できる書類」は、経営事項審査の結果通知書により社会保険等に加入していることが確認できない者で、申請日までに保険料を納付した場合に提出すること。

「15 とび・土工・コンクリート希望工事調書」は、「とび・土工・コンクリート」を登録工種とする場合に提出すること。

「17 宗像市内事業所調書」は、宗像市内の事業所を契約先とする場合のみ提出すること。

「18 主観調書、地域貢献活動(保護観察対象者等雇用)評価申請書」は、主観調書の加算を希望する場合のみ提出すること。

※地域貢献活動(保護観察対象者等雇用)評価申請書は、事前に福岡保護観察所での手続きが必要です。

●様式 2 から様式 11 までは、必ず指定の様式を使用すること。また、両面印刷は不可とする。

●ファイルにとじ込まない書類は、縦様式は左側に、横様式は上側に 2 箇所穿孔(ファイルにとじ込むため)をしておくこと。

【注】

■「10(3)代表者個人の市町村税」は、宗像市内の事業所を契約先とする場合のみ提出。

ただし、宗像市内の事業所を契約先とする個人事業者で、宗像市居住者の場合は、「10(2)市町村税」において滞納がないことの証明書等を提出するので不要。

■宗像市において証明を取得する際は、参考様式に示す「納税証明書交付申請書」の様式により証明を取得し添付すること。

■10(2)、(3)について、東京都特別区の場合は都税の証明書を添付のこと。

令和 7・8・9 年度 宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請について

令和 7・8・9 年度の宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請を以下の要領により受け付けますので、入札、見積(随意契約)に参加を希望する方は提出してください。

重要 ★建設業者の社会保険等の加入促進について

建築工事で登録を希望する事業者は、申請に必要な資格として社会保険等(※)の加入を条件としています。ただし、社会保険等の加入義務がない事業者は除きます。

※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいいます。

I 有効期間

入札参加資格審査の結果、有資格者業者として認定された者に、令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの間の入札、見積(随意契約)について参加資格を付与します。

ただし、「建設工事」で認定を受けた者は、毎年度、総合評定値通知書の写しを提出する必要があります。提出が無い場合は登録を取り消すこととなりますのでご注意ください。

※資格の付与であり、業務の発注を約束するものではありません。

II 申請要領

1 申請できる者は、次に掲げる要件に該当しない者に限ります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始がなされている者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による更生計画の認可の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(裁判所による再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (3) 資格審査申請書等の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (4) 営業に関し、法律上必要とする資格等を有していない者
- (5) 国税及び地方税を滞納している者
- (6) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人(契約締結の権限を委任する場合は、その受任者)が住所地の市町村税を滞納している者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(7)に該当する者
- (9) 法人であって、その役員のうち(7)(8)のいずれかに該当する者がある者
- (10) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- (11) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の規定による許可を受けていない者及び同法第 27 条 23 第 1 項の規定による審査並びに総合評定値通知書の通知を受けていない者
- (12) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主であって、同法第 48 条の規定による届出をしていないもの又は同法第 155 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者
- (13) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条に規定する適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主であって、同法第 27 条の規定による届出をしていないもの又は同法第 81 条第 1 項に規定する保険料を滞納している者

- (14)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業の事業主であつて、同法第7条の規定による届出をしていないもの又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第1項に規定する保険料(雇用保険に係るものに限る。)を滞納している者
- (15)宗像市小規模契約事業者登録に登録をしている者

2 申請工種

別表1-1「登録工種別分類表(建設工事)」の申請区分によります。

※登録できる工種は、1工種のみです。

※有資格業者認定後は、第一希望工種及び契約先事業所の変更は認めません。

3 申請書類

「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1~3)」によります。

4 受付期間等

必ず、事前に電子申請により申請情報を登録してください。登録後、必要な書類を宗像市契約検査課に郵送してください。窓口での受付審査は行いません。

●郵送期間について

令和7年6月2日(月)～令和7年6月30日(月)【当日消印有効】

注1:書類は郵送による提出とします。(窓口での提出不可)

注2:郵送による提出を基本としますが、以下のいずれにも該当する者に限り、次の日時で電子申請及び書類の提出も可能です。

1 宗像市内の事業所を契約先とする事業者(市内の事業者)

2 電子申請を行える環境がない事業者

日時:令和7年7月7日(月)午後1時～午後5時

令和7年7月8日(火)午前9時～正午

場所:宗像市役所本館201会議室

※事前予約が必要です。

※6月30日(月)午後4時までにお問い合わせ先へ電話でご予約ください。

5 郵送先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号 宗像市役所 契約検査課

※封筒の表面に、「資格審査資料在中・工事受付番号〇番」と明記してください。

※変更届等、他の書類を同封しないでください。

書類が到着したかの個別の問い合わせには応じられません。必ず配達記録の残るもの(郵便局による一般書留、簡易書留又は総務省の認可を受けた民間事業者が行う書留サービスが付加された信書便その他配達記録が残る信書便)でお送りください。

6 審査結果の通知

審査結果は、9月初旬に宗像市ホームページで公表します。※審査結果の個別の通知は行いません。

入札参加資格者として認定しない場合は、別途郵送にて通知いたします。

Ⅲ 提出書類の作成要領

申請は、1 法人につき 1 回に限ります。支店及び事業部門間で事前に確認し、二重登録とならないように注意してください。

- 1 電子申請手続後に送信される「【宗像市申請受付システム】申請完了通知」のメールの写し
標記メールの写しを提出してください。
- 2 印鑑証明書(写し)
申請日前 3 か月以内に発行されたものに限りです。
- 3 建設業許可通知書又は証明書(写し)
更新手続き中のものは、更新手続き中であることを確認できる書類を添付してください。
- 4 建設業許可申請書別紙二(1)又は(2)
契約先を支店等にする場合は、建設業許可申請時に国土交通大臣又は都道府県知事に提出した建設業許可申請書(様式第1号)、別紙二(1)又は(2)(建設業法施行規則第2条第1号参照、支店等の許可業種及び所在地の記載のある部分)の写しを提出してください。
本社(店)が契約先の場合は不要です。
- 5 登記簿謄本(写し)又は身元(身分)証明書(写し)
(1)法人の場合、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書可)を提出すること。
(2)個人の場合、本籍地の市町村で発行された身元(身分)証明書を提出すること(免許証等不可)。
それぞれ申請日前 3 か月以内に発行されたものに限りです。
- 6 使用印鑑届(様式2)
本市との契約等に使用する印鑑を押印してください。使用する印鑑は実印でなくても差し支えありません。
(1)法人の場合、できるだけ商号、役職名が含まれた代表者の印鑑(丸印)を使用印鑑とすること。また、本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑とすること。
(2)個人の場合、代表者の印鑑を使用印鑑とすること。
※いずれの場合も、会社印(角印)は使用できません。
- 7 専任技術者一覧表(写し)
建設業許可申請、変更又は更新時に国土交通大臣又は都道府県知事に提出した専任技術者一覧表(別紙四)の写しを提出してください。変更を届け出た場合は、最新の専任技術者一覧表(写し)を提出してください。
※許可業種分全ての専任技術者一覧表(写し)を提出すること。なお、証明書が複数にわたり、集約が困難な場合は、自社で作成した最新の一覧表等でも可とする。
- 8 技術職員名簿
電子申請で添付してください(経営事項審査申請時に提出したもの)。
- 9 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)
国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(総合評

定値(P点)が記載されたもの。)の写しを提出してください。

※この写しは、審査基準日が令和5年10月1日以降であり、かつ最新のものであること。

10 滞納(未納)税額のないことの証明書等(写し)

以下の証明書は、いずれも申請日前 3か月以内に発行されたものに限り、

(1) 国税

法人税(個人経営は所得税)、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。

管轄の税務署発行で、法人は「納税証明書その3の3」、個人経営は「納税証明書その3の2」を提出すること。

(2) 市町村税

① 法人の場合、契約先となる事業所所在地における本社名義の市町村税について、「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

(例) 本店→東京都 契約事業所→福岡支店(福岡市)

【契約事業所】「ABC(株)福岡支店」の場合

○福岡市において「ABC(株)」という本社名義の証明書を取得

② 個人経営の場合、代表者の住所地における代表者個人の市町村税について、「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。

※宗像市の証明書を取得する場合は、参考様式に示す「証明願(兼証明書)」の様式により証明を取得し提出すること。

(例) 代表者の居住地が北九州市の場合、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等

(3) 代表者(委任する場合は受任者)個人の市町村税

本市に本店、支店又は営業所を有する者のうち、当該事業所を本市との契約先とする場合のみ提出すること。

代表者(委任する場合は受任者)個人の住所地の市町村税の「滞納(未納)税額のないことの証明書」を提出すること。

※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」を発行していない場合に限り、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。

※個人経営の場合で、宗像市内に居住する者については、(3)は提出不要。

(例) 代表者の居住地が北九州市の場合、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等

11 委任状(様式4)

本市との契約締結等の権限を代表者以外(支店・本店別部署等)に委任する場合は、提出してください。

委任状(様式4)の委任事項を一括して委任するため、委任先となる支店等を決める際は、法律等により必要である資格等の有無を十分確認してください。

委任者の印は代表者印(実印)を、受任者の印は「使用印鑑届(様式2)」にて届け出るものと同一のものを押印してください。

12 誓約書(様式5)

提出者は、法人の場合は代表者、個人の場合は事業主に限ります。

委任先の支店等で登録する場合でも、法人の代表者が提出してください。

13 社会保険等加入状況が確認できる書類

保険料納付の領収書等の写しを提出してください。

※経営事項審査の結果通知書で保険加入が「無」となっている場合でも、申請日までに保険料を納付し、その領収書等の写しを提出された場合は、社会保険等に加入しているものと認めます。

※経営事項審査の結果通知書で加入状況が確認できる場合(「健康保険加入」、「厚生年金保険加入」及び「雇用保険加入」欄がすべて「有」又は「除外」のとき)は、書類提出は不要です。

14 役員等名簿提出要否に係る調書(様式6)

福岡県の競争入札参加資格(令和8年4月30日まで)の認定についての調書です。

福岡県の競争入札参加資格者名簿に登載がない場合のみ、調書下部の役員等名簿に記入してください。

(法人の場合)登記簿謄本に記載されている役員(監査役を除く)を記入してください。

また、委任する場合は、受任者(支社長・支店長など)も記入してください。

(個人の場合)事業主とその他の事実上経営に参画している者を記入してください。

15 とび・土工・コンクリート希望工事調書(様式7)

「とび・土工・コンクリート」を登録工種とした場合に提出すること。登録時の基礎データとなりますので、正確に、記載漏れのないように記入してください。なお、記載誤りを原因とする不利益等について、本市は一切責任を負いません。記載方法については、記入例を参照してください。

16 工事経歴書

電子申請で添付してください(経営事項審査申請時に提出したもの)。

17 宗像市内事業所調書(様式9)

本市に本店、支店又は営業所を有する者のうち、当該事業所を本市との契約先とする場合のみ、指定様式により提出してください。

18 主観点調書(様式10)および地域貢献活動(保護観察対象者等雇用)評価申請書(様式11)

本市では、総合評定値通知書の総合評定値(P点)に、様式10に示す主観的事項による数値を加減し、宗像市独自の評定値を定めます。また、一部の工種については、この評定値により等級の格付をします。主観点による評定値の加算を希望する者は、様式10に必要な確認資料を添付し、提出してください(必要な確認資料については、様式10を参照してください。)

様式11についての詳細は、ホームページ「一般(指名)競争入札参加資格審査における主観的事項の評定項目(保護観察対象者等の雇用)について」を参照してください。

19 「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票(建設工事)

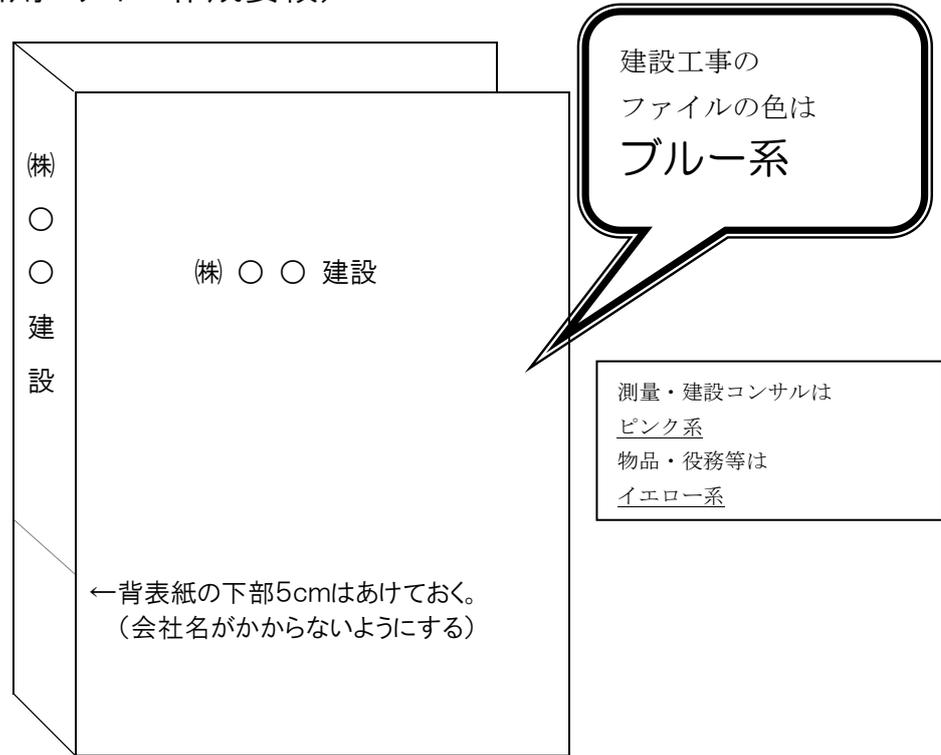
会社名、担当者名、担当者連絡先(TEL/FAX)を記入してください。また、提出する書類について、要否欄中の○や△の右横に「レ」印を付してください。

IV 作成にあたっての注意事項ほか

- 1 印鑑証明書、登記簿謄本、身元(身分)証明書又は滞納(未納)税額のないことの証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。
- 2 写しの書類は、鮮明なものであること。
- 3 中小企業協同組合法に基づく事業協同組合の場合は、次の書類(写し可)も提出すること。
 - ①官公需適格組合証明書(証明を受けている場合に限る)
 - ②組合員名簿
 - ③組合定款
- 4 提出書類は、「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1～3)」の番号順にファイル(A4サイズ)にとじて提出すること。ただし、役員等名簿提出要否に係る調書、とび・土工・コンクリート希望工事調書、宗像市内事業所調書、主観調書関係書類及び「宗像市入札参加資格審査」申請書類チェックリスト兼不備書類連絡票(建設工事)はとじこまないこと。また、P3の説明のとおり、2箇所¹に穿孔をしておくこと。
- 5 申請書類提出後、記載事項に変更が生じた場合は直ちに、変更届に必要な書類を添付のうえ提出すること。その際、変更届の枠外に、「令和7・8・9年度宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請中」と赤字で記入すること。
※変更届の添付書類については、ホームページを参照すること。
■有資格者業者認定後は、第一希望工種及び契約先事業所の変更は認めない。

※宗像市暴力団等追放推進条例に基づき、提出書類に含まれる個人情報については、福岡県警察に照会をします。

(提出用ファイル作成要領)



- 提出書類は、「宗像市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書類一覧表(P1~3)」の番号順に A4 ファイルにトじて提出すること。
- ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入すること。
- ファイルの色はブルー系とすること。
- ファイルは紙製で金属を使用していないものとする事。
(例 KOKUYO フ-V10、ナカハヤシフ-F-J80、プラス NO.021N 等)

別表 1-1

登録工種別分類表（建設工事）

コード	工 種 名	コード	工 種 名
01	土木一式（港湾工事を除く）	15	板 金
50	土木一式（港湾工事）	16	ガ ラ ス
02	建築一式	17	塗 装
03	大 工	18	防 水
04	左 官	19	内装仕上
05	とび・土工・コンクリート	20	機械器具設置
06	石	21	熱 絶 縁
07	屋 根	22	電気通信
08	電 気	23	造 園
09	管	24	さ く 井
10	タイル・れんが・ブロック	25	建 具
11	鋼構造物	26	水道施設
12	鉄 筋	27	消防施設
13	ほ 装	28	清掃施設
14	しゅんせつ	29	解 体

※「01 土木一式（港湾工事を除く）」を第一希望工種とする者で、管更生工事の受注希望者は、「宗像市一般（指名）競争入札参加資格審査申請」手続きと同時に、「宗像市管更生工事登録申請書」も提出すること。

別表 1-2

「05 とび・土工・コンクリート」受注希望工種

業種細目 番号	とび・土工・コンクリートの工事内容
1	くい工事（打ち込み、引き抜き、場所打ち）
2	地すべり防止、地盤改良、ボーリンググラウト工事
3	吹付け工事（植生）
4	吹付け工事（セメント、コンクリート系）
5	道路付属物設置工事（区画線）
6	道路付属物設置工事（防護柵、ガードレール、遮音施設等その他の道路付属物）
7	外構工事（ネットフェンス設置、撤去）
8	鉄骨等組立架設工事
10	土工事
11	コンクリート工事
12	その他工事

※「05 とび・土工・コンクリート」を第一希望工種とした場合、別表 1-2 の中から受注を希望する工事の種類を最小 1 つ、最大 3 つまで選択（工事経歴のあるものに限る）し、「とび・土工・コンクリート希望工事調書（様式 7）」にその番号を記入すること。

※「12 その他工事」を選択した場合は、その内容を具体的に記入すること。

別表2

滞納(未納)税額のないことの証明書等の提出について

対象となる税	証明書の内容	発行機関	その他
(1) 国税	<ul style="list-style-type: none"> 法人は「納税証明書その3の3」 個人は「納税証明書その3の2」 <p>※「納税証明書その3」でも可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管轄の税務署 宗像市の管轄は「香椎税務署」です。(時間:8時30分~17時、Tel:092-661-1031(代表)) 	<ul style="list-style-type: none"> 1か年の証明 400円 (現金又は収入印紙) 納税証明書を請求する際に必要なものについては、管轄の税務署に確認すること。
(2) 市町村税 ※契約先となる事業所所在地(個人経営の場合は代表者個人)における本社名義の市町村税	<ul style="list-style-type: none"> 申請者について、次のいずれか1つの証明書 ①市町村税に滞納(未納)のない証明書 ②市町村税が課税されていないことの証明書 <p>※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」等を発行していない場合は、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約先となる事業所の所在地である市区町村役場。 宗像市内の事業所については、市税の滞納がないこと等についての証明書の発行を、参考様式に示す「証明願(兼証明書)」により「宗像市役所市民課」(Tel.0940-36-1126)に申請すること。 <p>(例)本店→東京都、契約事業所→福岡支店(福岡市) 【契約事業所】「ABC(株)福岡支店」の場合は、福岡市において「ABC(株)」という本社名義の証明書を取得(支店名は不要)</p>	<p>《宗像市の場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 手数料1通 300円 ➤ 法人の証明について 代表者が申請する場合は、本人確認ができるもの(免許証等と代表者であることが確認できるもの(登記簿謄本の写し等))が必要。 代表者以外が申請する場合は、委任状もしくは代表者印(会社印を含む)、本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 ➤ 個人の証明について 本人が申請する場合は、本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 代理人が申請する場合は、委任状と本人確認ができるもの(免許証等)が必要。 ➤ 郵送による請求も可。詳しくは宗像市ホームページを参照のこと。
(3) 代表者個人の市町村税 ※委任の場合は、受任者個人の市町村税	<ul style="list-style-type: none"> 代表者(委任の場合は受任者)個人の住所地の市町村税について、次のいずれか1つの証明書 ①市町村税に滞納(未納)のない証明書 ②市町村税が課税されていないことの証明書 <p>※当該市町村が「滞納(未納)税額のないことの証明書」等を発行していない場合は、課税されている税目の納税証明書(直近2か年度分)を提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 代表者(委任の場合は受任者)個人が居住する市区町村役場。 <p>(例)代表者の居住地が北九州市の場合は、北九州市の滞納(未納)税額がないことの証明書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郵送による請求も可。詳しくは宗像市ホームページを参照のこと。

※ 証明書は申請日前3か月以内に発行されたものに限る。

※ 宗像市内事業所を契約先とする個人事業者で、宗像市内居住者の場合、「(2)市町村税」において宗像市税の滞納がないことの証明書等を提出するので「(3)代表者個人の市町村税」に関する書類の提出は不要。

※ (2)、(3)について、東京都特別区の場合は都税の証明書を添付すること。

※ 発行手続きの詳細については、事前に各発行機関にお問い合わせください。